

三春町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合に、予算の範囲内において、耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断及び補強計画の作成を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、同法第5条に規定する建築士で、かつ、次のいずれかの講習会を受講した者のうち、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者をいう。
 - ア 福島県が実施する耐震診断及び補強計画（以下「耐震診断等」という。）の業務に必要な講習会
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造住宅耐震診断等に関する講習会（福島県の木造住宅の耐震化に関する講義を含むものとする。）

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 所有者若しくは賃借者が自ら居住する住宅又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手された一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）で、着手当時に適用されていた建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しているもの。
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅

(対象者)

第3条の2 当該事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 対象住宅の所有者（共有の場合は、共有者の全員から選任された代表者1人）、賃借者又は住宅購入予定者（以下「所有者等」という。）であること。
- (3) 対象住宅の所有者等（共有者を含む。）が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健

康保険税を滞納していないこと。

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者等は、構造的に独立した棟ごとに、三春町木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により、町長に申込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、その旨を三春町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号）により、当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣依頼者は、前条に定める決定通知書を受けた後において、耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに三春町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、三春町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第8条 町長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

(派遣依頼者の費用負担)

第10条 前条の規定にかかわらず、耐震診断者の派遣を受ける派遣依頼者は、一診断につき一律8千円を派遣決定通知書受領後、速やかに町に納付しなければならない。

(業務の委託)

第11条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を専門機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

(診断結果及び補強計画の通知)

第12条 受託機関は、耐震診断の結果及び補強計画を三春町木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果通知書（様式第5号）により、当該派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第13条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安

全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第14条 耐震診断者及び受託機関は、本事業により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、派遣依頼者から金銭を受け取ること。
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(補則)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。